

# ネル・ブロイニングの所有政策思想〔上〕

## ——労働者の財産形成と投資賃金——

増 田 正 勝

### 目 次

- I 序 論
- II 労働者の財産形成とカトリック社会論
- III 労働者の財産形成と社会的市場経済（以上，本号）
- IV 投資賃金論の展開（以下，次号）
- V 投資賃金と社会的パートナーシャフト思考
- VI 労働者の財産形成と経営的パートナーシャフト思考
- VII 結 論

### I 序 論

かつてブリーフスは、「ドイツはいくつかの偉大な理念をもって西欧世界の社会的進歩に貢献してきた」<sup>1)</sup>として、社会保険の理念および共同決定の理念と並んで、労働者の財産形成の理念、すなわち「労働者に所有 (Eigentum) もしくは所有参加 (Miteigentum) を得させる思想」<sup>1)</sup>をあげたことが

---

1) Briefs, Goetz: *Das Gewerkschaftsproblem gestern und heute*, Frankfurt a. m. 1955, S. 86.

あった。この最後の労働者の財産形成の思想は、戦後の西独社会の形成に共同決定の理念ほどには決定的な影響を与えなかったものの、その基本思考と具体的形成をめぐって共同決定の問題に劣らぬ激しい論議が展開された。しかもカトリック労働者運動(KAB. Katholische Arbeiterbewegung Deutschland)が「所有参加による共同決定」(Mitbestimmung durch Miteigentum)を主張したこともあって、「共同決定と所有参加」が大きな論争テーマとなり、論議にいつそうの拍車をかけることになった。

とりわけ50年代から60年代にかけて展開された論議とこの間になされた種々の提案、さらにその後の発展については、日本においてもつとに注目され、とくに経営学者の故市原季一教授によって早くから検討が加えられてきた。<sup>2)</sup>さらにいく人かの経営学者も考察を試みているが、<sup>3)</sup>その後は経済学分野の研究者たちによって取り上げられるようになった。<sup>4)</sup>

Vermögensbildung, Eigentumsbildung と並んで50年代にもっともよく使用されたことばに Miteigentum があった。多くの著書や論文がこのことばを使って書かれた。しかし今日では Miteigentum ということばは完全に姿を消している。その理由は、Miteigentum に強く結び付いていたある特定の

- 
- 2) 市原季一『ドイツ経営政策』(森山書店, 1957年)(第7章「所有参加の主張とその吟味」), 『西独経営社会学』(森山書店, 1965年)(第9章「所有参加」), 『経営学論考』(森山書店, 1975年)(第7章「経営を超える成果分配」)
- 3) 吉田 修「労働者の所有参加(1)——資金の源泉形態」六甲台論集, 10(4) 1963年, 「労働者の所有参加(2)——労資共同に対する意義」同誌, 11(4) / 12(1) 1964年。岡田昌也「西ドイツにおける労働者財産形成政策」国民経済雑誌, 113(5) 1966年, など。
- 4) たとえば以下の如き研究がある。  
 山本雄一郎「労働者財産形成——西ドイツにおけるその政策思想について」商大論集(神商大), 28(6) 1977年, 「超企業的利潤参加——生産財産への労働者の参加について」同誌, 29(6) 1978年。  
 丸谷冷史「利潤参加の分配効果について」国民経済雑誌, 136(2) 1977年, 「労働者所有参加論の展望」同誌, 145(1) 1982年。  
 小原久治「西ドイツにおける財産分配政策論議の現状とその問題点(1)」富大経済論集(富山大), 26(2) 1981年, 「同(2)」同誌, 26(3) 1981年。

問題意識が、時の経過と共に次第に風化していったからである。1951年のモントアン共同決定法の成立とそれに至る経過は、とりわけ企業者層を中心に自由企業体制を信奉する人々に深い危機感をもたらした。労働者を企業の所有に参加させようとする Miteigentum の政策は、労働者の財産形成を一般的目標として掲げながらも、企業における決定権を所有に基づかせることによって共同決定の無限定の拡大を阻止しようとするものであった。しかし、その後の共同決定制度の展開はむしろ自由企業体制との共存を示しており、Miteigentum を支えていた強い危機感からその根拠を次第に奪い去っていったのである。

ところで、ブリーフスは前述のことばに続いて「労働者の財産形成の思想はキリスト教的世界に由来する」<sup>5)</sup>とのべている。戦後の西ドイツにおいても、この思想を継承し具現化に努めたのは、キリスト教的立場に立った政治団体や労働団体であった。そして、いわばその理論的指導者として登場してきたのが、本稿で取り上げられるネル・ブロイニング<sup>6)</sup> (Nell-Breuning, Oswald von) であった。ネル・ブロイニングも当初は先述の Miteigentum に結び付いた問題意識を共有していた。しかし次第にそれにたいして批判的な立場を示すようになる。彼の「投資賃金」(Investivlohn)の主張は、個別経済を超えた国民経済的レベルでの労働者財産形成をめざすものとなってい

5) Briefs, Goetz: a. a. O., S. 86.

6) 〈ネル・ブロイニングの略歴〉

1890年、Trier に生まる。Kiel, München, Straßburg, Berlin, Innsbruck の各大で学ぶ。1911年、イエズス会入会。1921年、イエズス会司祭。1928年、『取引所道徳要論』(Grundzüge der Börsenmoral)で Münster 大学より神学博士を取得。1928年から現在までフランクフルトのザンクト・ゲオルゲ哲学・神学院の倫理学・キリスト教社会論の正教授。1930年、ピオ11世の社会回勅『クワドラジェジモ・アンノ』の編纂に協力。

1948年～1969年、連邦経済省の学識者諮問委員会のメンバー。1959年～1961年、連邦家族・青年問題省の学識者諮問委員会のメンバー。1950年～1958年、連邦政府の住宅経済審議会の議長。1955年来、フランクフルト大学で経済哲学を講義。1956年、フランクフルト大学名誉教授。1959年、D G B の WW I (Wirtschaftswissenschaftliches Institut) へ協力。

る。カッシールは、ネル・ブロイニングは「プラン作成者ではなく、基礎研究者<sup>7)</sup> (Grundforscher)である」といっている。ネル・ブロイニングの提案したものは、投資賃金プランというよりむしろ投資賃金論と称さるべきものであろう。

労働者の所有形成の問題と並んでネル・ブロイニングが精力を注いだもうひとつの問題は、共同決定の問題である。これについてはわれわれはすでに検討を加えている<sup>8)</sup>以下では、彼の投資賃金論を中心にして労働者財産形成の思想を考察する。ここでもまた、ネル・ブロイニングは、現代産業社会における所有と支配という根本問題に直面することになる。

## II 労働者の財産形成とカトリック社会論

ネル・ブロイニングは次のようにのべている。「われわれは、所有の制度を自然法的 (naturrechtliche) 制度として、人間社会の秩序と安寧にとって必要不可欠の組織 (Einrichtung) として擁護する。しかしながら、今日、所有制度があらゆる社会秩序の柱である家族や国家に劣らず危機にさらされていることを認めざるを得ない。多くの人間が所有に敵意を抱き、また所有にたいして無関心かつ冷淡にふるまっている。このような単に奇異であるばかりか最高に憂慮すべき現象の原因はどこにあるのか。」<sup>9)</sup>「所有がきわめて多くの人間にあって信頼を失っている原因は、疑いもなく所有が陥っているところの救い難き墮落に存する」<sup>9)</sup>と。そしてさらに続けてのべる。「かかる墮落

7) Cassier, Siegfried C.: *Der Streit um das Miteigentum der Arbeitnehmer. Eine kritische Studie*, Frankfurt a. m. 1960, S. 16.

8) 拙稿「ネル・ブロイニングの経営思想——共同決定思考の展開」山口経済学雑誌, 24 (4・5) 1975年, 「ネル・ブロイニングの経営思想——社会的パートナーシップ思考の展開」同誌, 26 (3・4) 1976年。

9) Nell-Breuning, Oswald von: *Eigentumsbildung in Arbeiterhand*, 2. Aufl., Paderborn 1953, S. 5.

は、決してそれだけではないとしても、完全に根拠を欠いた所有の分配にもっとも明白に現われている」<sup>9)</sup>と。

ここに、所有問題に対するカトリック社会論の伝統的な立場がみられる。近代の教皇たちも、一方で私的所有制度を自然権として擁護するとともに、他方では近代社会の所有制度を本来あるべき所有制度からの重大な墮落として非難し、その改革を要求してきた。

すでにレオ13世は、労働回勅『レールム・ノヴァルム』(1891年)において、「ますます増大する少数者への富の集積とおびただしい大衆の貧困化」<sup>10)</sup>の結果、「財産なき無数の大衆が財産と地位に恵まれたごくわずかの階層に対して奴隸的な従属を強いられる」<sup>11)</sup>状態が生まれていることを指摘し、そこに社会不安の重大な原因をみるとともに、それを克服する道のひとつとして、公正賃金の実現とそこから得られる「公正の要求により適った財の分配」<sup>12)</sup>を主張した。

続いてピオ11世も社会回勅『クワドラジェジモ・アンノ』(1931年)の中で、レオ13世と同じような鋭さでもって資本主義時代の所有関係の退廃と不正義を告発した。「あまりにも裕福な少数の人々に対するにプロレタリアートの圧倒的な大衆現象の存在こそが、いわゆる産業主義と称される我々の時代において著しくゆたかに生み出されるところの地上の財が、全く公平に分配されず、しかも異なった社会階級にそれ相応に役立てられていないことを示すもっともよい証拠である」<sup>13)</sup>と。そしてかかる状態を克服する道のひとつとして労働者の財産形成をはっきりと示した。「少なくとも将来においては、新たに生み出されたゆたかな財は、有産階級にはほどほどに積み上げられ、これに対して、賃金労働者階級には大きな流れとなって注がれるべきだ」<sup>14)</sup>と。

10) Leo XIII.: *Rerum novarum*, 1891, Nr. 1.

11) Ebenda, Nr. 2.

12) Ebenda, Nr. 35.

13) Pius XI.: *Quadragesimo anno*, 1931, Nr. 60.

14) Ebenda, Nr. 61.

さらにピオ12世も、「たとえわずかであれ永続的な私有財産の形成がすべての階層の人々にとって可能となるような社会秩序を維持し完成していくことが要請される」<sup>15)</sup>とした。またヨハネス23世も前任者たちに倣って、「現代においてこそ所有の広汎な分散がとくに命ぜられている」<sup>16)</sup>と強調した。

ブリーフスが「労働者財産形成の思想はキリスト教世界に由来する」<sup>17)</sup>といい、またネル・ブロイニングが「広い大衆層の、とりわけ労働者層の財産形成はキリスト教社会論の古くからの関心事であった」<sup>18)</sup>とのべるところである。

ところで、このような労働者の財産形成の思想が、カトリック社会論に含まれている伝統的な自然法的所有理論によって支えられていることはいうまでもない。カトリック所有理論は、中世のスコラ神学者トマス・アクィナスによって基礎を与えられ<sup>19)</sup>さらに近代に至って新トマス主義者たちによっていっそう深化・発展せしめられることになる<sup>20)</sup>。その中心的な命題は、「神による地上の財の万人への供与」(Gemeinwidmung der Erdengüter)ということである<sup>21)</sup>。この命題に適った所有制度の形成原理として、トマス・アクィナ

15) Pius XII.: Weihnachtsbotschaft 1942, in; *Aufbau und Entfaltung des gesellschaftlichen Lebens. Sozial Summe Pius XII.*, hrsg. von A.-F. Utz / J.-F. Groner, 2. Aufl., Freiburg 1954, Nr. 255.

16) Johannes XXIII.: *Mater et magistra*, 1961, Nr. 115.

17) Briefs, Goetz: a. a. O., S. 86.

18) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 17

19) トマスの所有学説についてはたとえば、野尻武敏「トミズムによる所有制の原理——聖トマス所有権思想の研究」*経済学研究年報*(神戸大学), 10, 1963年, 同「トマス・アクィナスによる財産所有の規制原理——財産の使用と再分配をめぐって」*同年報*, 11, 1964年。

20) カトリック所有学説については、たとえば、メスナー『自然法(下)』野尻武敏・水波朗訳(ドン・ボスコ社, 1958年), 295頁以下, ヘフナー『社会・経済倫理』坂本康実訳(同文館, 1967年), 179頁以下。

21) 第2ヴァチカン公会議は次のように表現している。「神は地とそこに含まれるあらゆる物を全ての人と全ての民族の利用に定められた。」(*Pastralkonstitution*, 1965, Art. 69.) (『第2ヴァチカン公会議公文書全集』中央出版社, 1986年, 379頁。)

スは、“*usus communis*”と“*administratio et dispensatio particularis*”をあげたが、<sup>22)</sup>この二つの原理を同時的に充足する所有制度として私的所有制度 (*Privateigentum*) が支持されることになる。人間一人一人がまた人間が全体として地上の財に対する支配権を神によって委ねられながら、他面において各人がまた全人類がその実存的生活を全うするために地上の財に全面的に依存せざるを得ないという事態は、財利用の仕組、つまり所有制度の在り方が人間の自由の問題と不可分に結びついていることを意味している。カトリック所有理論は、公益原理 (*Gemeinwohlprinzip*) の観点から時として私的所有権が制約されることはあっても、私的所有制度が人間社会の秩序形成原理としても最もふさわしいと主張する。私的所有権は、時間・空間的に制約された一定の上位機関、とりわけ国家によって自由に与えられたり奪われたりされるべきではないという意味において、私的所有制度は、自然法的 (*naturrechtliche*) 制度とみなされるのである。

さて、このような所有権に基礎を置く労働者の財産形成の思想がその具体的形成を求めていっせいに開花するのが、第2次大戦後においてであった。いうまでもなく最も早く労働者財産形成の政策化に取り組んだのは、キリスト教的立場に立つ政治団体や労働者団体であった。SPD (社会民主党) やDGB (ドイツ労働組合総同盟) の社会民主主義者たちはまだ社会化路線に対して強い執着をみせており、労働者の財産形成政策がプログラムに公式に

---

22) ネル・ブレイニングは以下のように説明している。*usus communis* とは、「地上の財がすべての人に役立つべきこと、そしてまた利用の結果においてもそこから生じた利益がすべての人に及ぶべきであること」を意味する。*administratio et dispensatio particularis* は以下のことを意味する。すなわち、「財の管理 (*administratio*) とその処分 (*dispensatio*) は、上位あるいは中央から画一的に行われるべきでなく、全く逆に“*particulariter*”に、つまり、直接それに関連している人、あるいはそれに対する権利を認められている人自身によって、できるだけその物に即して (*sachnah*) かつまたその人に即して (*menschnah*) 財の管理と処分が行われるような仕方において、万人に帰するところの財の利用が実現されることである。」(Nell-Breuning, Oswald von: *Gerechtigkeit und Freiheit. Grundzüge katholischer Soziallehre*, Wien 1980, SS. 198–200.)

登場するのはかなり後になってからのことであった。<sup>23)</sup>

まず、CDU（キリスト教民主同盟）は、1949年7月の「デュッセルドルフ指導原理」において、財産の広汎な分散が「社会的市場経済」の秩序形成に不可欠の要件であることを明らかにした。<sup>24)</sup>そこには、社会化路線に対する強い警戒がみられるとともに、私的所有制度、とりわけ自由企業体制の堅持が明確に表明されている。

1949年9月にはボーフムにおいて第73回カトリック会議 (Katholikentag) が開かれている。この会議の第3部門のテーマは「所有の新しい秩序」 (Neuordnung des Eigentums) であった。そこにおいて、ヘールマン (Herrmann, Franz) は、労働者に財産形成を可能にする「社会賃金」 (Soziallohn) の形成を主張した。<sup>25)</sup>またシュローカ (Sroka, Karl) は、労働者の企業利潤への参加に、不均衡な財産分配を是正し財産の広汎な分散を実現する道を見出そうとした。<sup>26)</sup>

1951年10月、ノルトライン・ヴェストファーレン州首相カール・アーノル

23) カッシーは1966年に次のようにいっている。「SPDは、今日までのところ所有参加と財産形成の問題については完全に沈黙を守っている。」 (Cassier, Siegfried: a. a. O., S. 39.) 「DGB下の労働組合のイデオロギー上の立場を一瞥すれば、その否定的態度を変化させる見込は殆どない。」 (Ebenda, S. 41.) 労働者の財産形成政策が公式のプログラムとして登場するのは、SPDの1972年の総選挙プログラムとDGBの1972年の第9回定例連邦会議においてであった。(Vermögensbildung, Vermögensverteilung, zusammengestellt von Peter Pulte, Berlin 1973, S. 64 ff.)

24) 「『社会的市場経済』は私的所有を肯定しこれを促進せしめる。経済的成果の公平な分配と社会立法によって、わが国の財産なき人々を可能なかぎり財産所有者にしなければならない。最大可能な所有の分散と並んで、もしそれが経済的に合目的で、経営技術的に可能で、政治的に必要であるならば、産業空間における企業の公有形態を肯定する。

個人の自由は経済的独立によって促進される。経済的独立は私的所有権に基づいている。それゆえ私的所有権は憲法に照らして保護されなければならない。現存する国民財産の広汎な分散をめざすために、われわれは、私経済的企業形態に特別の注目を向けるものである。」 (Wirtschaftspolitische Leitsätze der CDU, in; Düsseldorf Leitsätze vom 15. Juli 1949.)

25) Herrmann, Franz: Der gerechte Lohn als Eigentumsquelle, in: *Gerechtigkeit schafft Frieden*, Paderborn 1950, S. 225f.

ト (Arnold, Karl) は、カールスルーエにおけるCDU党大会で、後に「アーノルト・プラン」あるいは「2ペーニヒ・プラン」(Zwei-Pfennig-Plan)として有名になる財産形成政策を提案した<sup>27)</sup>。アーノルトは、個々の経営の労資双方が等分に拠出した「賃金貯蓄」(Lohnsparen)を「中央金庫」(Zentralkasse)に集結し、それを運用することによって労働者の財産形成を実現せんとした。

ところで、この当時 Miteigentum ということが盛んに用いられた。しかしその後このことは次第に姿を消していく。一般的には Eigentumsbildung や Vermögensbildung が用いられ、特殊的に Kapitalbeteiligung, Gewinnbeteiligung, あるいは Erfolgsbeteiligung といったことが登場する。Miteigentum (所有参加) ということがいわば死語と化する運命をたどらざるを得なかったのは、それが当時の特殊な政治的状況とあまりにも強く結び付いていたからであろう。このことについては、すでに、本稿の序論においても触れておいた。

ウルブリッヒは「最初のそして本来の所有参加理念 (Mit-Eigentumsidee) の代表者は「カトリック労働者運動」(KAB. Katholische Arbeiterbewegung)である<sup>28)</sup>」とのべている。1952年に入って、KABは一連の所有

26) シュローカは、財産の分散と財産形成のために「企業の利潤が、労働者・企業者・資本提供者の間で公平に分配されるべきこと」を、一種の利潤参加制度として主張した。Shoka, Karl: Mitbesitz, Mitverwaltung, Gewinnbeteiligung, in; *Gerechtigkeit schafft Frieden*, S. 228f.

27) 「アーノルトは所有参加の源泉として“賃金貯蓄”をあげる。これには“資本”と“労働”が同等に資金拠出を行うべきものとされる。アーノルトは、労働者に時間当たり2ペーニヒの賃金引上げを与えることを提案する。さらに労働者の賃金から時間当たり2ペーニヒが留保され、この合計4ペーニヒ(労働時間当たり)が“中央金庫”に集められる。……“中央金庫”は、社債もしくは類似の有価証券の形態において労働者のために債権を取得しこれを管理するが、アーノルトはこれを、労資双方および国家によって経営・監督されるべき信託として把握しようとしていた。」(Ulbrich, Horst: *Das Miteigentum der Arbeitnehmer. Eine Kritische Untersuchung aus betriebssozialer Sicht*, Baden-Baden/Frankfurt a. M. 1957, S. 66.)

28) Ulbrich, Horst: a. a. O., S. 62.

参加プランをKABの機関誌“*Kettelerwacht*”に発表した<sup>29)</sup>KABプランのもっとも大きな特徴は、共同決定を強く意識して作成されているということであろう。「所有参加による共同決定」<sup>30)</sup>(*Mitbestimmung durch Miteigentum*)というスローガンにその立場がよく表わされている。経営における決定権は経営の所有権に由来すべきであると考えるのである。パートナーシップと所有参加によって基礎づけられていない共同決定は、一方では賃金労働関係の存続を是認しながら他方ではこれを否定するという論理的矛盾を生ぜしめる。労働者が経営の所有に参加することによってこの論理的矛盾が解

29) 「a) 経営への資本参加によって、昔から大貯蓄者にはそれが開かれていたように、小貯蓄者にも実物価値投資の可能性が与えられるべきである。このようにして労働者もその労働所得の一部を生産的資本に投下することによって、国民所得の分配が徐々に労働者に有利に変えられていくのである。こうした資本投下がなされれば、企業の生産性と流動性の維持を損うことなく協約賃金以上に労働所得を高めることも可能となろう。

b) 実施方法としては以下の如きものが考えられる。

aa) 賃借対照表上の利潤から、まず、資本所有者には投資額の市場に適合した利子が、企業者危険に対してはプレミアムが、そしてその経営で働いている企業者には協働者賃金が与えられる。その残余の利潤は労働と資本の間で分配される。

bb) 資本参加と結び付いた経済的決定権よりはるかに重要なのが実体価値所有の形成である。労働者の持分は、できるだけ人格的・個人的財産であるべきである。もっとも経営のために取得した資本持分の一定の売却禁止期間は止む得ないであろう。

cc) 自らが働いている経営への労働者の参加が当然でありまた魅力的であろう。「しかし、たとえば投資会社の投資証券の形態において、他の企業への参加も考え得る。」

dd) 通貨危険からは解放されているにもかかわらず、このような資本所有は必然的に一般的な企業者危険のもとに置かれる。かかる危険は、自由な資本投下者によってと同じく参加した労働者によっても引き受けられねばならない。

ee) 提案されているような類いの財産形成は法律によって強制されるべきではなく、企業者との自由な協定によって行われるべきである。立法者は、しかし、商法・会社法を適宜に適応させ、このような所有の形成と維持を税制改革によって優遇すべきである。(Vorschläge zur Eigentumsbildung, in: *Ketteler Wacht*, Jg. 1952, H. 24, zitiert nach Huppert, Walter: *Betriebliches Miteigentum der Arbeitnehmer*, Berlin/München 1954, SS. 13-14.)

30) *Unser Weg zur sozialen Neuordnung. Eigentumsbildung für den Arbeiter*, hrsg. von Johannes Even, Köln 1953, S. 10.

消されるという主張である。いったい労働者の共同決定権は私的所有権に対する侵害であるのかという問題をめぐって、ドイツ・カトリック内部ではすでに激しい論議が展開されていた<sup>31)</sup>。初めは共同決定を私的所有権に対する侵害ないし制約とみる見解が支配的であったが、その後、一方では共同決定制度の円滑な運営がそのような危惧それ自体から現実的根拠を奪っていくとともに、他方では、とりわけ近代的大企業を資本家の私的所有物ではなく各種の協働者から成る社会構成体とみる新しい企業観が展開されるに及んで、所有参加によって共同決定を補完するという考え方は次第に後退していった。

KAB プランのいまひとつの大きな特徴は、労働者の経営資本への参加を所有参加として主張していることである。これもまた「所有参加による共同決定」という理解からくる当然の帰結であろうが、労働者の財産形成は本来マクロ経済的な問題であるとしてネル・ブロイニングからも批判されることになる。

1953年2月、CDUの社会委員会 (Sozialausschüsse der christlich-demokratische Arbeitsgemeinschaft) は、そのケルン会議において所有参加を「社会政策綱領」の中に採り入れたが、これは、同年4月のハンブルク党大会で「すべての国民に財産を」 (Eigentum für alle Schichten des Volkes) というスローガンのもとに基本的に賛同を獲得した。なおこのCDU社会委員会はKABとカトリック企業者連盟 (Bund Katholischer Unternehmer, BKU) によって支えられていた。したがって、CDU社会委員会プランは、その基本思考と具体的方向において大いにKABプランに共通するものをもっていた<sup>32)</sup>。労働者の所有参加の管理組織として各経営に「工場組合」

31) 拙稿「共同決定をめぐる論争 (Ⅲ) ——カトリック社会論の立場」名古屋学院大学論集, 18, 1969年。Oelinger, Josef: *Wirtschaftliche Mitbestimmung. Positionen und Argumente der innerkatholischen Diskussion*, Köln 1967.

32) CDU社会委員会プランはデットマール (Dittmar, Rupprecht) によって以下のような基本方針にまとめられた。

「a) 労働者の所有参加は、労働協約の性格をもった協定として労働協約当事者間で締結され、労働者には法的請求権が与えられるべきである。

b) 労働者の参加を建設し管理するために各経営に工場組合 (Werkgenossen-

(Werkgenossenschaft) を設立することを提唱している点がより具体的になっている。

1954年6月には、ロッテンブルク司教区のカトリック労働者団体“Katholische Werkvolk”の議長でCDU国会議員のホイスラー (Häussler, Erwin) が、後に「ホイスラー・プラン」としてよく知られるようになるプランを発表した<sup>33)</sup>。ホイスラーは、労働組合と使用者の間で結ばれた労働協約によって投資信託会社を設立し、将来の賃金上昇分の一部を「投資賃金払い込み金」(Investivlohnrate)としてこの投資信託会社に払い込み、これを通して労働者に資本持分を獲得させようと考えた。彼によれば、前年同時点に比して労働時間当りの賃金増加が6パーセントを超えているとき、その増加分が投資的に利用されるのである。ホイスラーのプランはいわゆる「投資賃金」プランである。利潤参加に基礎を置き、しかも経営レベルでの所有参加政策を主張するKABプランやCDU社会委員会プランとは大きく異なってくる。それは、ネル・ブロイニングのいう「マクロ経済的解決」を追及するもので

---

schaft) が設立される。工場組合の幹部は経営構成員によって構成される。もし労働者がその経営を辞職する場合は、彼の所有参加持分は工場組合に対する貸付債権へ転化される。そして工場組合は企業に対する当該資本持分を貸付債権へ変えていく。

c) 参加に関してもし労働者の請求があれば所有参加証書 (Miteigentumsurkunde) が発行される。これは第三者を通しての担保貸付けに応ずることが可能である。

d) 適切な参加を自由に選択するために、株式法・有限会社法の変更によって、取締役会に増資する権限が与えられるべきである。人的会社や個人企業の場合、工場組合は社員または有限責任社員の地位をもつ。

e) 所有参加持分を促進するために、労働者の当該する持分額は年間所得の4%ないし5%まで免税にさるべきである。

f) もし経営が所有参加の形式に適切でなかったり、そのための資本が十分でない場合、間接的な所有参加の制度が設立される。このために、投資会社に類似した組織が形成される。労働者の払い込み金と使用者の補助金によって、労働者は、所有参加を管理するこの制度に対して出資請求権をもつ。

(„Was muß geschehen?“, in; *Soziale Ordnung, christlich-demokratische Blätter der Arbeit*, Nr. 5, Mai 1954, zitiert nach Huppert, Walter: a. a. O., SS. 15-16.)

33) 「1) 労使が共同で委託した労使双方の制度としての投資信託会社 (Investment-

あったといえよう。

クリューバーは、「KAB や CDU 社会委員会のプラン、アーノルド・プランにみる所有参加案は、多かれ少なかれネル・ブローニングの基本思考に強く影響され、かつそれに依存していた」<sup>34)</sup>とのべている。次節以下において、労働者の財産形成政策に関するネル・ブローニングの基本思考をたずねてみたいと思う。

### Ⅲ 労働者の財産形成と社会的市場経済

ネル・ブローニングは、1948年から1969年まで連邦経済省の学識者諮問委員会の委員を務めている。この諮問委員会は、1950年9月24日に「所得分配の構造政策・景気政策上の問題」(Struktur-und konjunkturpolitische Fragen der Einkommensverteilung)と題された「意見書」を提出している。

Treuhand-Gesellschaft) の設立に関する、労使間の労働協約の締結。

2) 労働協約の中で規定された労働者の賃金部分は経営からこの投資信託有限会社に引き渡され、労働者各人の個人勘定に貸方記入される。

3) 投資信託会社は、このようにして集めた資金を所有持分(株式など)、一部は債権の形で……堅実で収益性のある企業に投資する。

4) この有価証券の選択には、特別条項の規定にしたがって、株式取引に精通した銀行専門家によって、できるだけ危険混合の原理にしたがって行われる。以下のことが規定されるべきであろう。

a) いかなる企業についてもファンドの5%以上を投資しない。

b) ある企業の流通している持分の5%以上をファンドで購入しない。

c) 当該企業が少なくとも5年間存続していること。

労使双方から同数で構成された監査役会が以上の安全規定の遵守を監視する。

5) こうして形成された有価証券ファンドを基にして、投資信託有限会社は持分証券(投資証券)を発行する。額面価格は、通常は50マルクで、100マルクまで記載できる。この投資証券の相場価値は、ファンドに含まれる投資価値の平均株式市場によって決められる。配当は平均配当に準ずる……。

6) 投資払込み金の収益時で合自的な投資を可能にするために、この払込み金は最低18ヶ月間封鎖される。賃金貯蓄者が死亡したり疾病で退職する場合には、払込んだ資金は利潤を加算して直ちに払い戻される。

その前日の9月23日に、この諮問委員会の席上で、ネル・ブロイニングは、「社会的市場経済における所得形成」(Einkommensgestaltung in der sozialen Marktwirtschaft)というテーマで講演を行っている。そして1951年11月、同じく同諮問委員会において、この「意見書」に触れつつ、「社会生産物、とりわけ国民経済的財産形成への労働者の参加との関連における賃金問題」(Das Lohnproblem im Zusammenhang mit der Beteiligung des Arbeiters am Sozialprodukt, insbesondere an der volkswirtschaftlichen Vermögensbildung)について彼の見解を開陳している。学識者諮問委員会の「意見書」は1953年になってはじめて公表されるが<sup>35)</sup>ネル・ブロイニングがこの「意見書」にしばしば言及していること、また1953年に労働組合の月刊誌 *Gewerkschaftliche Monatshefte* に寄せた論稿「労働者の財産形成」(Vermögensbildung in Arbeitnehmerhand)の末尾に附録の形で「意見書」を掲載させていることを考え合わせると、この「意見書」の中にはネル・ブロイ

7) 封鎖期間が経過したのちは、貸付金は投資証券の形で賃金貯蓄者に渡される。これを売却したり、担保にしたり、あるいは投資有限会社の保管金庫に預けておくのは本人の自由である。解約告知は流動性悪化を回避するために合自的である。

8) 労使間の契約関係の期間は少なくとも3年以上はみておく必要がある。それ以後は1年ごとに延長されることになろう。こうして、最初の18ヶ月がすぎて買い戻しを命ぜられた出資証券の現金化が保証される。新しい資金が継続的に流入してくるからである。あとになると、投資価値の売却・購入によって流動性は調整されよう。

9) 同時にかかる投資賃金の資金が、資本収集契約や住宅建設プレミア法の後の建設貯蓄金と同じような税制上の優遇措置を受くべきことを要求する。」(Häussler, Erwin: *Der Arbeitnehmer von morgen. Mit-Eigner und Mit-Träger in der Wirtschaftsgesellschaft*, 3. Aufl., Stuttgart 1956, SS. 20-21, zitiert nach Winterstein, Helmut: *Der Investivlohn in der Bundesrepublik Deutschland, Eine wirtschafts- und sozialpolitische Untersuchung*, Berlin 1961, SS. 41-42.)

34) Klüber, Franz: *Eigentumstheorie und Eigentumspolitik. Begründung und Gestaltung des Privateigentums nach katholischer Gesellschaftslehre*, Osnabrück 1963, S. 357.

35) *Der Wissenschaftliche Beirat beim Bundeswirtschaftsministerium. 2. Band: Gutachten vom Juni 1950 bis November 1952*, hrsg. vom Bundesministerium, Göttingen 1953.

ニング自身の基本的な見解が強く反映されていると理解して差しつかえないであろう。本節では、前述の二つの講演と「意見書」を中心にしてネル・ブロイニングの見解をみていこう。

労働者の財産形成問題に関しては、「意見書」の第1項に基本的な考え方が集約されていると思われる。それをまず示すと以下のようなものである。

「十分な所得・財産分配は社会的市場経済に不可欠である。すべての経済政策的措置はこの要件を考慮しなければならない。今日の所得・財産分配の不十分な状態から脱出するために、根本的に異なった二つの道がある。

まずひとつの道は、もっぱら個々人の消費可能性の向上を求めて賃金上げを追及していく道である。ここでは、個人の財産形成は断念され、それに代って、個人の財産形成によって果たされるはずのすべての課題について、集産主義的措置が登場してくる。経済における個人に対して人間にふさわしい地位を与えようとする努力が集産主義的に偽造されるのである。

これに対して、労働所得の中からの貯蓄によって個人の財産を形成していくというもうひとつの道が、目標へ導いていってくれる。そしてただ単に耐久消費財（自宅など）の形においてのみならず、生産手段の形態（たとえば小株式）においても、財産形成が行われるのである。」<sup>36)</sup>

「意見書」の趣旨はさらに要約すれば二点にしぼられるであろう。すなわち、「満足のゆく所得・財産分配が社会的市場経済に不可欠であること」、および「財産形成は労働所得からの貯蓄によって行われるべきであるということ」これである。そして出発点には「今日の所得・財産分配の不満足な状態」という共通の現状認識がある。

連邦経済省の学識者諮問委員会におけるネル・ブロイニングの二つの講演は、この「意見書」の趣旨をふえんし、それに理論的基礎を与えようと試み

36) Struktur- und konjunkturpolitische Fragen der Einkommensverteilung. Gutachten des Wissenschaftlichen Beirats beim Bundeswirtschaftsministerium vom 24. September 1950, in; Nell-Breuning, Oswald von: *Wirtschaft und Gesellschaft heute. I. Grundfragen* (以下では、*W. u. G. I.* と略す。), Freiburg 1956, S. 403.

たものと理解される。

まず第1点について。

社会的市場経済とは、ネル・ブロイニングによれば、「社会的に十分な欲求充足を実現している経済、つまり経済政策を意味しており、」<sup>37)</sup>社会的に十分な欲求充足の前提は、「社会的に満足のゆく所得形成」<sup>37)</sup>である。したがって社会的市場経済は、「社会的に満足のゆく所得分配をめざして経済過程を意識的に指導すること (eine bewußte Steuerung) を要請する」<sup>37)</sup>のである。

この意識的経済指導、すなわち構造政策は、「所得の完全な平等や所得の可及的広汎な平等化に社会的最善をみるのではなく、常に所得の適切な階層性の中にこそ社会的最善が存在する」<sup>38)</sup>と考えている。社会的市場経済における所得政策は所得分配の適切な階層形成をめざすことになる。

ところで、「貯蓄・投資意欲は大きな所得を受け取る者の側にあり、小さな所得の受取り者は、所得上昇分を主として生活水準の引上げのために利用・消費してしまう」<sup>39)</sup>という考え方があつた。これによれば、労働所得の受取り者、その大部分を占める被用者には消費向け所得のみを分配すればよいということになる。しかしそれでは従来の社会的に不十分な所得・財産分配の状態は改善されないままになる。

そこでネル・ブロイニングは、「国民所得の成長した部分を賃金取得者に向ける」<sup>40)</sup>ような所得政策を主張する。「この部分は、賃金取得者によって投資に流入する。」<sup>40)</sup>こうして「もっとも広い階層の人々に貯蓄意欲・国民経済的資本形成への道」<sup>41)</sup>が開け、「国民経済的生産手段財への真の参加」<sup>42)</sup>が実

---

37) Nell-Breuning, Oswald von: Einkommensgestaltung in der sozialen Marktwirtschaft, in; *W. u. G. I.*, S. 403.

38) Ebenda, S. 404.

39) Ebenda, S. 405.

40) Ebenda, S. 406.

41) Ebenda, SS. 406-407.

42) Ebenda, S. 407.

現される。社会的市場経済は、それが「社会的」であるがために、最大可能に広い人々の財産形成と、できるだけ広汎な人々の国民経済的資本形成への参加を要請するのである。

さて、こうしてわれわれは、「労働所得からの貯蓄による財産形成」という第二の提言へ導かれる。広汎な人々の手に形成された財産は国民経済的資本形成に参加するものであることが前提とされている。

ここに、いくつかの重要な所得分配理論上の問題が登場してくる。ネル・ブロイニングは三つの問題をあげてこれを論じている。

1. 社会生産物をさまざまな所得類型へ分類することは、市場の自動機構によって行われるのか、あるいは「指導」(Lenkung)が必要であるのか。
2. 経済的機能は、ある特定の人や人間集団に帰属するものなのか、それとも人々や人間集団はいくつかの経済的機能を合わせもっているのか。
3. 所得の分配は、遂行された経済的機能の成果に応じて、すなわち因果的・数量的に帰属計算が行われるべきであるのか。

第1の問題について、ネル・ブロイニングは次のように答えている。「社会的市場経済は、さまざまな所得類型への社会生産物の分配を確実に決定するような市場現象の自動機構を知らない。……このような社会生産物の分化はむしろ経済政策的指導の結果である」<sup>43)</sup>と。賃金についても同じように考えている。「賃金形成は指導を必要とし、またそれに適している」<sup>44)</sup>と。ネル・ブロイニングによれば、双方的独占を特徴とする労働市場は、自由で自然的な賃金形成を妨げているばかりか、それを間接的に指導しようとする社会政策・経済政策の活動も不可能にしている。政府や政治勢力が賃金形成に直接に介入する結果、今日の賃金は「政治的」賃金になっている。「意見書」

43) Nell-Breuning, Oswald von: Das Lohnproblem im Zusammenhang mit der Beteiligung des Arbeiters am Sozialprodukt, insbesondere an der volkswirtschaftlichen Vermögensbildung, in; *W. u. G. I.*, S. 415.

44) Ebenda, S. 411.

とともに、ネル・ブロイニングは、国民経済的に適正な賃金形成を目的として「国民経済的全体利益が保証されるように労資双方と独立した専門家から構成された専門委員会 (Sachverständigen-Gremium)」<sup>45)</sup>の設立を提唱している。社会的市場経済においては、「労働所得からの貯蓄」もまた経済政策的に指導された結果として生じてこなければならぬのである。

第2の問題は、企業者は企業者機能を遂行し、労働者は賃金労働機能を果たすという伝統的思考に挑戦したものである。労働者もまた経営において企業者機能を遂行しているとネル・ブロイニングは考える。「労働者はたとえわずかであれ企業者機能を果たしている。」<sup>46)</sup>「労働者は企業者利潤を造り出したのであり、この企業者利潤は、誤って‘企業者’に帰属せしめられたり、賃金総額を通して支払われたりすべきではなく、企業者利潤を創出した人々に残されるのである」<sup>46)</sup>と。所得がさまざまな機能類型に応じて分類されるということと、社会生産物がいくつかの異なった人間集団に分配されるということとは同一ではない。同一の人間または人間集団がいくつかの異なった経済的機能を同時に遂行しているという事態があり得る。

第3の問題は分配の原理を発見する問題である。ネル・ブロイニングは次のような問いを立てている。「従業員は、あるいは所有者と経営管理者を含んだ経営共同体は、企業者機能の遂行者であり、かつまた、より正確には企業利潤と称さるべき企業者利潤の主体であるとするのは、正しいか」<sup>47)</sup>と。

まず、企業者利潤の受取者を見出すことは、企業者利潤の発生者を確定することであるが、ネル・ブロイニングは、「因果関係に関する問題はそれ自体意味をもっているが、その背後には、因果配分 (Kausalanteil) の数量化についてのものはや意味をもち得ない問題が隠されている」<sup>48)</sup>として、いわゆる

---

45) Nell-Breuning, Oswald von: Struktur- und konjunkturpolitische Fragen der Einkommensverteilung, in; *W. u. G. I.*, S. 431.

46) Nell-Breuning, Oswald, von: a. a. O., S. 416.

47) Ebenda, S. 415.

48) Ebenda, S. 418.

帰属学説 (Zurechnungslehre) を否定している。また、企業者利潤 (Unternehmergeinn) を企業利潤 (Unternehmensgewinn) と同一視することを拒ける。企業者利潤は帰属計算的に確定される何物かであるが、企業利潤は、  
「企業の価値創造であって、物的参加であれ労働による参加であれなんらかの仕方で企業に参加しているすべての者は、この価値創造から欲求を充足しようとしており、また当然そうするのである。」<sup>49)</sup>ネル・ブロイニングは、注意深く、経営的価値創造とこの企業利潤を区別している。前者は使用価値であるが、後者は、前者が市場的評価を受けた結果である。経営構成員の所得分配の対象になるのは後者の企業利潤である。では分配の基準はどこに見出さるべきなのか。ネル・ブロイニングは以下のようにのべている。

「地代、資本利子、賃金、企業者利潤といった所得類型に固執することは、このような持分がその由来によってすべて量的に決定されているという誤った観念を助成するところの回顧的思考様式へ迷いこませる。……現実の社会生産物は、現実の肉体をもった人や人間集団に分割される。しかし、法的かつ因果的な究極的根拠は、過去に存するのではなく、将来に対する展望の中に、すなわち法的には必要 (Bedürfnis) の展望の中に、因果的には利用 (Verwendung) の展望の中に存在する。このような因果関係 (Ursächlichkeit) は、作用因的 (wirkursächliche) 因果関係ではなくして、目的因的 (zielursächliche) 因果関係であることは自明であろう。もっとも目的因的因果関係はそれ自体としては、作用因を手段としてのみ結果をもたらすものである。他方で、このような作用因を投入する責任があるのが経済政策である。経済政策は、このような作用因的用具の一部が市場法則性の中にすでに前以って与えられていることを見出しているが、自らはかかる用具の他の一部を創造して、これら二つを含む全体の作用因的用具を役立てなければならない。」<sup>50)</sup>すなわち、分配の基準は目的因的因果関係の中に見出さるべきであるという主張である。

---

49) Ebenda, S. 419.

50) Ebenda, SS. 419-420.

以上の三つの問題の考察を通して明らかになってきたことは、「社会的市場経済には、さまざまな機能類型に帰属する所得種類の額を決定する自動機構は存在せず、経済政策はむしろ、`満足のゆく所得・財産分配`を目標として、企業の成果と、企業に参加しているさまざまな人間集団への企業成果の分配を指導する完全な自由を有している」<sup>51)</sup>ということである。

このような観点に立てば、所得の利用の問題を視野に収めない賃金理論や賃金政策は、社会的市場経済の要請するところのものと一致しない。このことは、とりわけ伝統的に労働組合を支配してきた`消費賃金` (Konsumlohn) の思考と対立することになる。ネル・ブロイニングによれば、「意見書はいわば労働組合に対する挑戦状」<sup>52)</sup>となるのである。この問題については第V節において改めてとりあげることにする。

さて、ネル・ブロイニングの労働者財産形成論は「労働所得からの貯蓄による財産形成」というテーゼに尽きるであろう。労働所得（賃金）の一部が投資に利用されることによって、労働者は、賃金労働者としての機能を主たる経済的機能としながら、全体としては国民経済的資本形成に参加することによって、資本形成者としての経済的機能を同時に引き受けることになる。このことによって、機能的所得形成と所得分配の独占的構造が打破され、より広い国民大衆がいくつかの種類の機能的所得を獲得し、労働所得（消費賃金）にのみ依存せざるを得なかった状態から脱出できる。すなわちネル・ブロイニングはいう。「より広汎な階層の人々が国民経済的に必要な資本形成に参加すれば、それだけますます経済のみならず全体としての社会構造が安定化し、それだけ経済的不況に対する抵抗力が増すことになる」<sup>53)</sup>と。(以下、次号に続く。)

51) Ebenda, S. 421.

52) Ebenda, S. 411.

53) Nell-Breuning, Oswald von: Eigentumsbildung in Arbeiterhand. Eine Thesefolge (in; *Der Arbeitgeber*, Jg. 7, 1955, H. 15/16), in; *W. u. G. I.*, S. 451.